

2018年7月2日

各 位

会社名 本多通信工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐谷 紳一郎
 (コード番号 6826 東証第一部)
 問合せ先 取締役 水野 修
 (TEL 03-6853-5800)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、下記のとおり、取締役等に株式報酬を支給するために、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2018年7月17日（予定）		
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 22,400株		
(3) 処 分 価 額	1株につき 892円		
(4) 処分価額の総額	19,980,800円		
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付き株式を割り当てる方法		
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による		
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く）	5名	19,600株
	執行役員	2名	2,800株
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております		

2. 処分の目的及び理由

当社は、以下の目的で役員報酬の20%を株式報酬とすることを方針としています。

- ① 中長期視点での成長戦略/構造改革への果敢な取り組みを促す
- ② 企業価値(株価)向上への意欲を高める

上記方針の半分(10%)に相当する譲渡制限付き株式報酬を支給するにあたり、自己株式を使用します。

○ 譲渡制限付き株式を付与する役員(以下「対象役員」という。)および1年あたりの合計の上限

- ①取締役(社外取締役を除く) : 報酬上限額 30百万円、上限株数 6万株
- ②執行役員 : 報酬上限額 10百万円、上限株数 2万株

※それぞれ、海外居住者は対象者から除きます

※2017年6月26日開催の株主総会にて本件に係る上記記載の取締役報酬枠について、また、取締役会にて譲渡制限付き株式報酬の支給について承認されています

3. 譲渡制限付き株式報酬の概要

当社は、対象役員との間で、次の内容を含む譲渡制限付き株式割当契約を締結することにより、支給する普通株式(以下、本株式)について、譲渡制限を設けます。

(1) 譲渡制限期間：3年(2018年7月17日～2021年7月16日)

- ・対象役員は、譲渡制限期間中に譲渡や担保権の設定、その他の処分をすることができない

(2) 譲渡制限の解除

- ・対象役員が譲渡制限期間に取締役または執行役員に継続在位したことを条件に、譲渡制限期間の満了時点で、譲渡制限を解除する
- ・取締役会が正当と認める理由により、対象役員が譲渡制限期間満了前にいずれの地位からも退任した場合は、本株式を期間按分(在職期間÷譲渡制限期間)し、退任時に譲渡制限を解除する
- ・譲渡制限期間中に、合併等の組織再編により当社株式が消滅する場合は、組織再編等の効力発生日に先立ち、期間按分(組織再編等の効力発生日までの期間÷譲渡制限期間)を踏まえ、取締役会が合理的に定める数の本株式の譲渡制限を解除する

(3) 当社による無償取得

- ・前項(2)に基づき譲渡制限を解除した時点をもって、当社は譲渡制限が解除されていない本株式を無償で取得する
- ・譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由(取締役会が正当と認めない理由による退任や競業避止義務違反等)が発生した場合、発生した直後の時点または書面による通知が本人に到達した時点をもって、本株式の全部を当社は無償で取得する

(4) 株式の管理

- ・支給された普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象役員が専用口座を開設し、管理される

(5) 支給方法

- ・譲渡制限付き株式を割り当てるために当社に対する金銭報酬債権を対象者に付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象者に取得した自己の普通株式を支給する

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値としました。

なお、この処分価額892円については、取締役会決議日の直前営業日の

- ・直近1ヵ月間(2018年6月1日～6月30日)の終値平均946円(円未満切捨て)からの乖離率-5.71%
- ・直近3ヵ月間(2018年4月1日～6月30日)の終値平均1,005円(円未満切捨て)からの乖離率-11.24%
- ・直近6ヵ月間(2018年1月4日～6月30日)の終値平均1,107円(円未満切捨て)からの乖離率-19.42%

となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものではなく、合理的と考えています。また、社外監査役2名を含む全監査役から異議はございませんでした。

以上